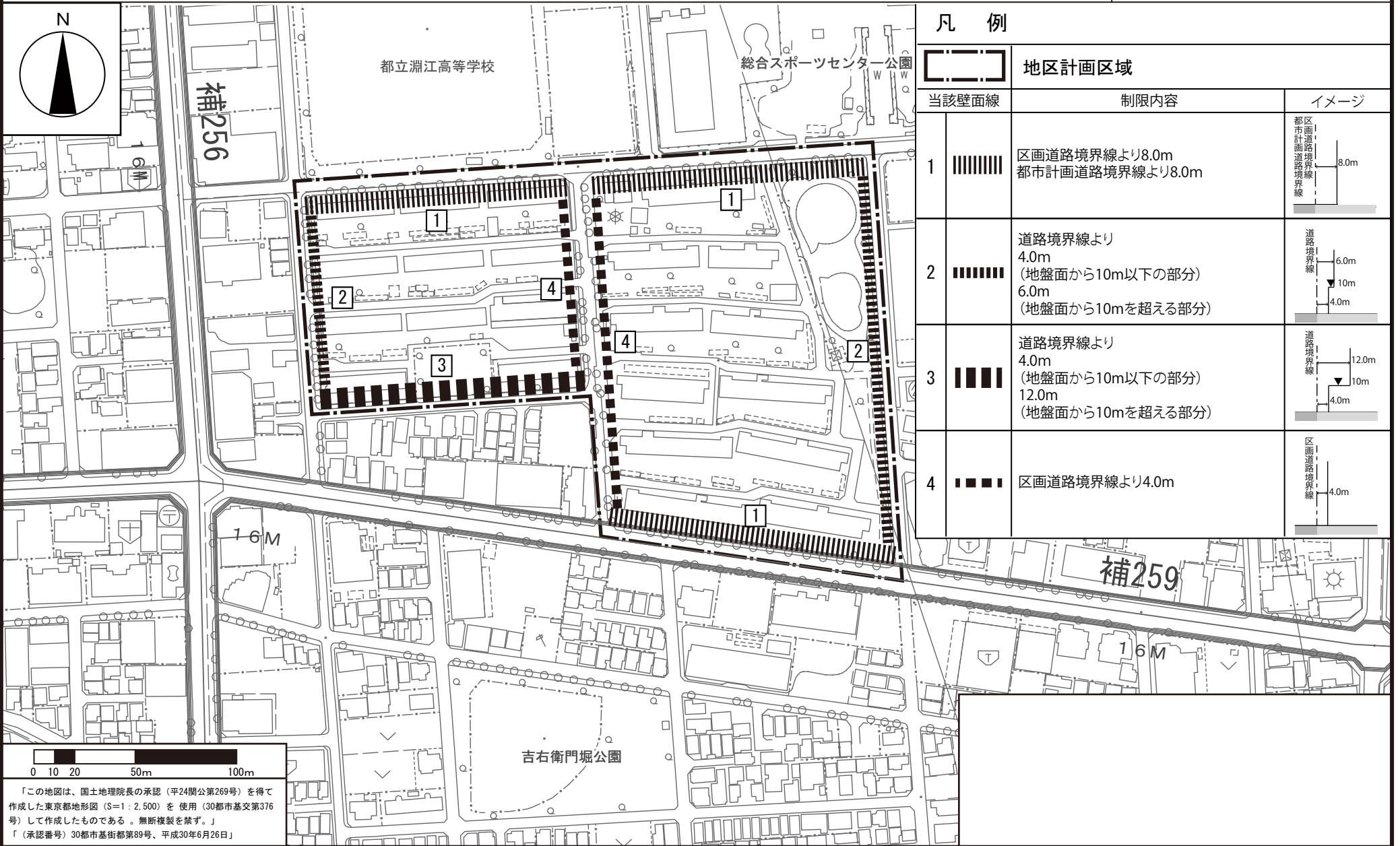


東京都市計画地区計画

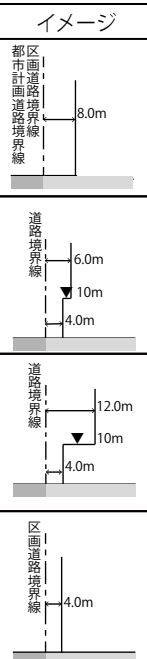
東保木間一丁目地区地区計画 計画図 3 (壁面の位置の制限)

[足立区決定]



凡例

地区計画区域	
当該壁面線	制限内容
1	区画道路境界線より8.0m 都市計画道路境界線より8.0m
2	道路境界線より 4.0m (地盤面から10m以下の部分) 6.0m (地盤面から10mを超える部分)
3	道路境界線より 4.0m (地盤面から10m以下の部分) 12.0m (地盤面から10mを超える部分)
4	区画道路境界線より4.0m



0 10 20 50m 100m

「この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（30都市基交第376号）して作成したものである。無断複製を禁ず。」
 「（承認番号）30都市基街都第89号、平成30年6月26日」